

1 5月7日から5月15日までの間における緊急事態措置等(県内全域)

(1) 「徹底した外出自粛の要請」、「県域をまたいだ移動自粛の要請」の継続(特措法第45条第1項)

以下の措置を継続する。

○ 徹底した外出自粛の要請

人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことを県民及び県内に滞在している方に要請する。

(生活の維持に必要な場合)

医療機関への通院、食料等生活必需品の購入、事業の継続に必要な最小限度での職場への通勤、健康の維持に必要な散歩等

○ 県域をまたいだ移動自粛の要請

県域をまたいで移動することは、基本的に行わないよう要請する。

(2) 接待を伴う飲食店等に対する施設の使用停止(休業)又は催物の開催の停止要請(特措法第24条第9項)

接待を伴う飲食店等(別表のとおり)については、クラスター発生のおそれが極めて高いため、施設の使用停止(休業)又は催物の開催の停止を要請する。

なお、当該施設が要請に従わない場合、特措法第45条第2項による要請及び同条第4項による公表を随時行う。また、要請に従わない場合は、特措法第45条第3項による指示及び同条第4項による公表の実施についても検討する。

(3) 遊興施設、運動・遊技施設、劇場等に対する感染防止策の徹底の要請(特措法第24条第9項)

(2)の施設を除く遊興施設、運動・遊技施設、劇場等に対しては、施設の使用停止(休業)又は催物の開催の停止要請に代えて、運営する施設に対する適切な感染防止策(入場者の制限(席数や面積に応じた制限等)、場内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等)の徹底を要請する(特措法第24条第9項)。

なお、感染防止策が講じられず、当該施設において3つの密が生じており、クラスターの発生のおそれが認められる場合においては、当該施設に対して特措法第45条第2項による同法施行令第12条に定める措置をとるよう要請を行い、あわせて同法同条第4項による施設名の公表を行う。

また、これと併せて営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限(※)を要請する(特措法第24条第9項)。

※ 夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配、テイクアウトは除く)。

(4) 運営する施設に対する適切な感染防止策の徹底の要請の継続（特措法第 24 条第 9 項）

以下の措置を継続する。

- 社会生活の維持に必要な施設及び、(2) の施設と比較して感染リスクを下げ、運営することが可能と考えられる施設に対しては、入場者の整理、発熱者等の施設への入場の防止、手指の消毒、施設の消毒等の適切な感染防止策（法施行令第 12 条に定める措置）をとるよう協力を要請する。

(5) 食事提供施設に対する営業時間の短縮等の要請の継続（特措法第 24 条第 9 項）

以下の措置を継続する。

- 食事提供施設については、夜間に酒類を提供するなど、運営の方法によっては感染リスクを高めるおそれがあるので、営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限（※）を要請する。
 - また、営業時間内においては（3）の施設と同様に適切な感染防止策をとるよう協力を要請する。
- ※ 夜 8 時から翌朝 5 時までの間の営業自粛及び酒類の提供は夜 7 時までとすることを要請（宅配、テイクアウトは除く）。

(6) 観光・宿泊施設等に対する県外から人を呼び込まない運営についての検討を依頼

以下の措置を継続する。

- 不特定多数の者が観光等の目的で利用し、他都道府県から人を呼び込むことにつながるため、施設管理者に対して休業を検討するよう協力を依頼します。

2 5月16日から5月31日までの間における緊急事態措置等（県内全域）

(1) 外出・往来について

「人との接触機会の最小化」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「換気の徹底」などを県民に呼びかけていく。

ただし、県域をまたいだ移動自粛の要請については継続する（特措法第 45 条第 1 項）。

(2) 遊興施設、運動・遊技施設、劇場等について

接待を伴う飲食業等（別表のとおり）については、使用停止（休業）又は催物の開催の停止要請を継続する。

新型コロナウイルス感染症・感染防止対策の徹底のための留意点について

令和2年5月5日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1. はじめに

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者の皆様において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になります。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く要請します。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要です。

2. リスク評価とリスクに応じた対策の検討について

事業者の皆様においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討します。

- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定します。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意が必要です。
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価します。

3. 感染拡大防止のための対策について

(各業種に共通する留意点)

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要です。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられます。

- ・感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・施設の消毒

また、具体的な対応事例については以下のとおりです。

（症状のある方の入場制限）

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられますが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策です。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられます。
- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられます。

（感染対策の例）

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る。

※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とします。）

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、消拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。

その他の業種においても、運営する施設に対する適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、場内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底の要請を継続する（特措法第 24 条第 9 項）。

なお、感染防止策が講じられず、当該施設において 3 つの密が生じており、クラスターの発生のおそれが認められる場合においては、当該施設に対して特措法第 45 条第 2 項による同法施行令第 12 条に定める措置をとるよう要請を行い、あわせて同法同条第 4 項による施設名の公表を行う。

(3) 運営する施設に対する適切な感染防止策の徹底の要請の継続（特措法第 24 条第 9 項）

(4) 食事提供施設について

営業時間の短縮等の要請は終了するが、感染防止策の徹底を引き続き要請する（特措法第 24 条第 9 項）。

(5) 観光・宿泊施設等について

休業等の検討の協力依頼に代えて、感染防止策の徹底と県外から人を呼び込まない運営についての検討の協力を依頼する（法に基づかない措置）。

- 営業を行う場合においては、適切な感染防止策をとるよう協力を依頼する。
- 他県に向けた営業活動は行わない。
- 博物館、美術館、観光施設等においては、他県からの利用を控えていただくよう周知するとともに、入場時に氏名、連絡先、入場時間等の記入を依頼する。

(別表)

施設の使用停止（休業）の要請等を行う接待を伴う飲食業等について

種類	施設	要請内容
遊興施設等※1	キャバレー	施設の使用停止(休業)及び催物の開催の停止の要請を継続
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック※2	
	バー※2	
	ダーツバー※2	
	パブ※2	
	性風俗店	
	ライブハウス	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号の遊興施設等にあたるもの

※2 接待を伴うものに限る

- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

（ゴミの廃棄）

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

（清掃・消毒）

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

（その他）

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※これまでに国内においてクラスターが発生している施設等と同業種の施設等においては、格段の留意が必要です。

参考：【令和2年5月4日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」】